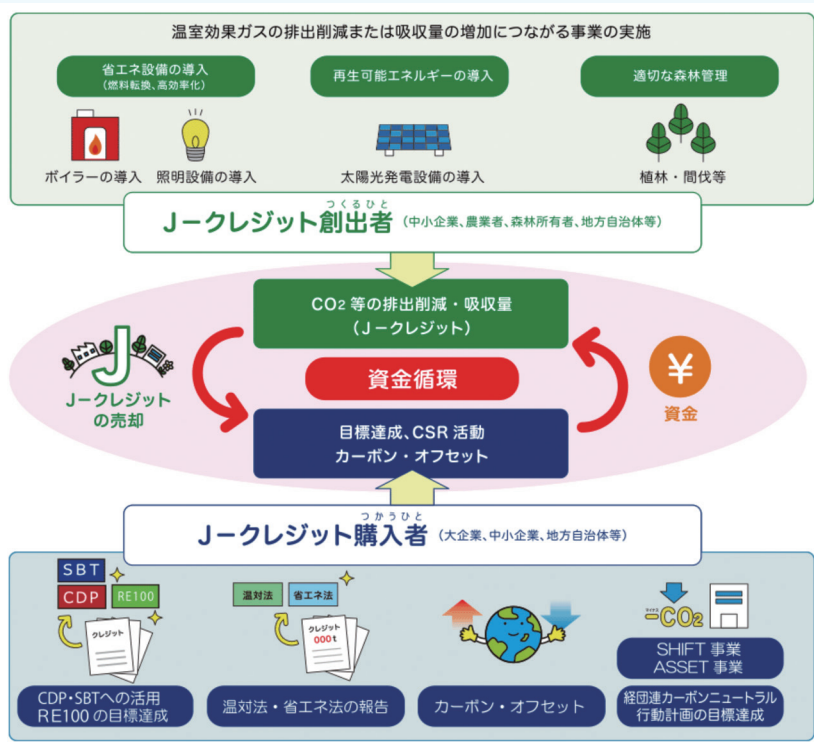


カーボン・クレジットとは？ カーボンニュートラルの実現に向けて

2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。温室効果ガスの「排出量」から植物等による「吸収量」を差し引いてゼロにするカーボンニュートラルは企業でも取り組みが始まっています。

このカーボンニュートラル実現に向けての1つの手段であるカーボン・クレジットとは何か、民間企業でも取引可能なJ-クレジット制度についてご紹介します。

図1 J-クレジット制度の概要



出所：J-クレジット制度ホームページ（用語解説は表1参照）

表1 用語解説（本文中に赤字で表記）

t-CO₂	温室効果ガスの排出量を二酸化炭素1tあたりに換算した単位。
カーボン・オフセット	自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる。
CDP	投資家向けに企業の環境情報の提供を行うことを目的とした国際的NGO。
SBT	パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標のこと。
RE100	事業活動で使用する電力を、全て再生可能エネルギー由来の電力で賄うことをコミットした企業が参加する国際的イニシアチブ。
温対法・省エネ法	温対法は地球温暖化対策の推進に関する法律の略称。省エネ法はエネルギーの使用の合理化等に関する法律の略称。ともに温室効果ガスを相当程度多く排出する者に自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられている。
SHIFT事業	「脱炭素化促進計画策定支援事業」及び「設備更新補助事業」に対して補助金を交付する事業。
ASSET事業	先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズムを活用することでCO ₂ 排出量大幅削減を効率的に図る制度。なお、新規募集については令和2年度に終了している。

カーボン・クレジットとは
カーボン・クレジットとは、ボイラーの更新や太陽光発電設備の設置、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の排出量および炭素吸収・炭素除去量の見通しと実際の排出量等の差分について、MRV（測定・報告・検証）を経て、国や企業

等の間で取引できるような認証機関で認証したものを指します。日本では、2013年に国が主導して民間企業でも取引可能な制度として「J-クレジット制度」が始まりました（図1）。

J-クレジット制度とは
J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排

出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度です。これまでのクレジット認証回数は延べ1012回、クレジット認証量は818万t-CO₂となっており、1世帯あたりの年間排出量では約295万世帯相当分の取引です。

取引の創出者はCO₂等排出削減や吸収プロジェクトを行う中小企業や農業者、森林所有者や地方自治体等であり、省エネ対策や再生可能エネルギー創出等によるクレジットの売却益を得られるほか、地球温暖化対策

*1：2023年1月13日時点の取引量
*2：環境省「令和3年度家庭部門のCO₂排出実態統計調査」の速報値2.77t-CO₂に基づき算出

への取り組みに対するPR効果やJークレジット制度関係企業や自治体との新たなネットワークの構築、組織内の意識改革や社内教育につながるなどが見込まれます。

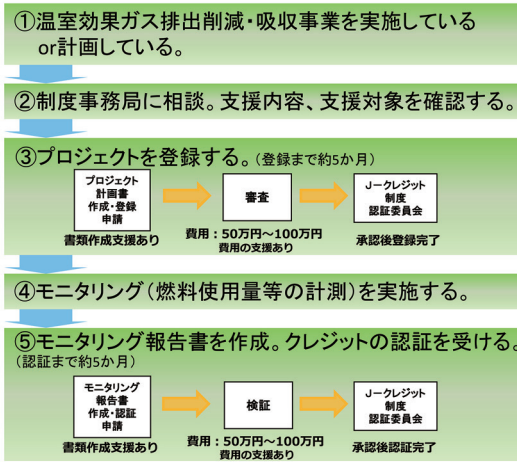
一方、購入者は**カーボン・オフセット**等を検討する企業や地方自治体等であり、クレジットの活用方法は次の5つです。

- ① CDP 質問書・SBTでの報告、RE100の目標達成のための再エネ調達量として活用。
- ② 温対法における排出量調整や省エネ法の共同省エネルギー事業の報告に活用。
- ③ カーボン・オフセットに活用。
- ④ SHIF T事業・ASSET事業の削減目標達成に利用。
- ⑤ 経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成に活用。

また、購入者は環境への貢献をPRすることや、企業のCSR活動、製品・サービスの差別化・ブランドディングに利用すること等が見込まれます。

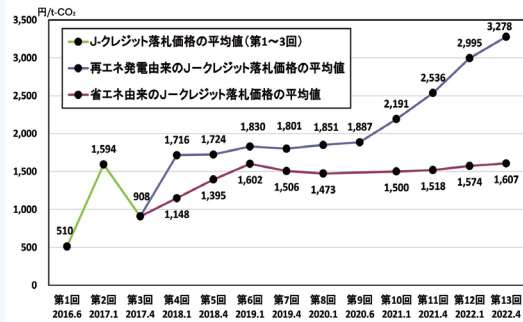
創出者がJークレジット制度に参加するには、

図2 Jークレジット制度への参加手順



出所：Jークレジット制度ホームページより当社にて作成

図3 Jークレジット入札取引の価格推移



出所：Jークレジット制度ホームページより当社にて作成

図2のような5つの手順が必要となります。

- ① 温室効果ガス排出削減や吸収事業を実施または計画している。
- ② 実施・計画している内容が制度に適合するか、プロジェクト登録時とクレジット認証時の報告書作成・費用の支援内容や条件を事務局に確認します。なお、支援内容や条件は年度ごとに見直しがあります。
- ③ プロジェクト計画書を作成・登録申請を行い、承認後登録が完了します。
- ④ 計画書に基づき燃料使用量等のモニタリングを行います。
- ⑤ モニタリング報告書を作成。クレジットの認証を申請し、承認後登録が完了します。

その後クレジットが発行可能となります。

プロジェクト計画書の作成・登録申請からクレジットの認証・発行までの期間は約2年です。

取引の状況と市場の形成

創出者は発行されたクレジットを仲介事業者を通じた相対取引、Jークレジット制度事務局のホームページに掲載することによる相対取引と入札取引の3つの方法によって売却することができます。

購入者はそれらの相対取引や入札取引への応札によって購入します。2種類の相対取引の取引価格は非公開ですが、入札取

引の取引価格は図3のようになっています。入札取引は2016年から年1～2回程度行われており、現在は再エネ由来と省エネ由来のクレジットの2種類に分けて販売されています。近年、再エネ由来のものは価格が上昇傾向にあります。

* * *

今後、取引の流動性を高め、多様なカーボン・クレジットの価格が公示される取引市場の構築が必要です。経済産業省は東京証券取引所に委託して昨年9月から今年1月までカーボン・クレジット市場の実証事業を行いました。参加は183の企業や自治体にとどまっています。

今後は、昨年発表された「GX(グリーン)トランスフォーメーション」リーグ基本構想」に賛同する600社超をはじめ、GXに挑戦し持続的な成長実現を目指すさまざまな業種の企業が参加する「GXリーグ」において、新たな市場創出の試行が行われ、2026年度頃を目標に本格稼働していく予定です。

(株)京都総合経済研究所

チーフエコノミスト 佐々部昭一

研究員 藤木雄介